11 月 24 日版

FAQ（掲載用）

１　制度について

1. 本補助金はどのような制度ですか。
2. なぜ住居費等の初期費用を支援するのですか。
3. 補助額はいくらですか。

２　対象者について

4. 誰が申請できますか。
5. 年齢はいつ時点で判断しますか。
6. 県外から転入した人だけが対象ですか。
7. 実家を出て一人暮らしを始める場合も対象になりますか。
8. 税金を滞納している場合でも申請できますか。
9. 一度補助金を受けた人も再度申請できますか。

３　チャレンジについて

10. どのようなチャレンジが対象になりますか。
11. 高校卒業後に大学へ進学する場合も対象になりますか。
12. 浪人生や予備校生は対象になりますか。
13. 資格取得のための講座受講は対象になりますか。
14. アルバイトや契約社員として就職する場合も対象になりますか。
15. 会社の転勤による転居は対象になりますか。
16. 副業を始める場合は対象になりますか。
17. 対象となるチャレンジかどうかはどのように確認しますか。
18. 令和 9 年 4 月から県内企業等へ就職予定です。就職日は令和 9 年 4 月ですが、令和 9 年 3 月中に住居を契約し、引越しを行った場合は対象になりますか。
19. 風俗営業等に従事する場合も対象になりますか。
20. 公務員として採用された場合は対象となりますか。

４　住居・住民票について

21. 住民票を移していない場合も申請できますか。
22. いつ契約した住居が対象になりますか。
23. 県内での転居も対象になりますか。
24. 会社の寮や社宅に入居する場合も対象になりますか。
25. 賃貸借契約が親や家族名義でも申請できますか。

５　補助対象経費について

26. 補助対象経費にはどのようなものがありますか。
27. 家賃保証料は対象になりますか。
28. 鍵交換費用は対象になりますか。
29. 自分で引越しをした場合も対象になりますか。
30. レンタカー代は対象になりますか。
31. ガソリン代や高速道路料金は対象になりますか。

32. 家賃は対象になりますか。
33. 共益費や管理費は対象になりますか。
34. 家具や家電の購入費は対象になりますか。
35. 火災保険料、駐車場代、インターネット契約費は対象になりますか。
36. 光熱水費は対象になりますか。
37. 更新料は対象になりますか。
38. 不用品処分費は対象になりますか。
39. 補助対象となるか判断が難しい経費はどのように確認すればよいですか。
６　他制度との関係について
40. 移住支援金等を受給していても申請できますか。
41. 勤務先から住宅手当や引越費用の支給を受けている場合も対象になりますか。
42. 保護者が家賃や初期費用を負担している場合も対象になりますか。
７　申請について
43. 申請はいつまでに行う必要がありますか。
44. どのような書類を提出する必要がありますか。
45. チャレンジプランとは何ですか。
46. チャレンジプランに難しい内容を書く必要はありますか。
47. チャレンジプランの内容によって採否が決まりますか。
48. 申請書類に不備があった場合はどうなりますか。
49. 申請から交付まではどのくらいかかりますか。
50. 予算額に達した場合はどうなりますか。
８　その他
51. 同じ世帯で兄弟姉妹がそれぞれ申請することはできますか。
52. 補助金を受けた後に県外へ転出した場合はどうなりますか。
53. 虚偽の申請をした場合はどうなりますか。

１　制度について

Q1　本補助金はどのような制度ですか。

A　本補助金は、若者が就職、転職、創業、進学又はリスキリング等の新たなチャレンジに伴い県内で新生活を始める際に必要となる初期費用を支援し、挑戦への第一歩を後押しする制度です。

Q2　なぜ住居費等の初期費用を支援するのですか。

A　若者が新たなチャレンジを始める際には、敷金、礼金、仲介手数料、引越費用などの負担が生じます。本補助金は、こうした経済的負担を軽減し、若者が県内で学び、働き、挑戦できる環境づくりを目的としています。

Q3　補助額はいくらですか。

A　補助対象経費の合計額について、申請者本人が負担した額を補助対象とし、上限額は 10 万円です。

---

２ 対象者について

Q4　誰が申請できますか。

A　申請日の属する年度末時点で満 18 歳以上満 29 歳以下の方であり、交付要綱に定める要件を全て満たす方が申請できます。

　令和８年度の対象者は、平成 9 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた方です。

Q5　年齢はいつ時点で判断しますか。

A　申請日の属する年度の末日時点で判断します。

Q6　県外から転入した人だけが対象ですか。

A　いいえ。県外からの転入者に限りません。県内在住者であっても、対象となるチャレンジに伴い新たに住居を確保して新生活を開始する場合は対象となります。

Q7　実家を出て一人暮らしを始める場合も対象になりますか。

A　対象となるチャレンジを契機として新たな住居を確保し、新生活を開始する場合は対象となります。

Q8　税金を滞納している場合でも申請できますか。

A　申請できません。県税その他の地方税を滞納していないことが要件です。

Q9　一度補助金を受けた人も再度申請できますか。

A　できません。本補助金の交付は 1 人につき 1 回限りです。

３　チャレンジについて

Q10　どのようなチャレンジが対象になりますか。

A　次のチャレンジが対象となります。

・就職
・転職
・創業
・進学
・リスキリング

Q11　高校卒業後に大学へ進学する場合も対象になりますか。

A　対象になりません。本補助金の「進学」は、社会人がキャリア形成や能力向上を目的として大学、大学院、専門学校等で学ぶ場合を想定しています。そのため、高校卒業後の一般的な進学は対象外です。

Q12　浪人生や予備校生は対象になりますか。

A　対象になりません。本補助金は、進学やリスキリングなどの具体的なチャレンジを行うために新生活を開始する場合を対象としています。そのため、受験準備を目的とした浪人生や予備校通学は対象外です。

Q13　資格取得のための講座受講は対象になりますか。

A　キャリア形成又は能力向上を目的としたリスキリング等に該当する場合は対象となることがあります。

Q14　アルバイトや契約社員として就職する場合も対象になりますか。

A　県内を主たる勤務地として新たに就業することが確認できる場合は対象となることがあります。

Q15　会社の転勤による転居は対象になりますか。

A　対象になりません。単なる配置換えや転勤による転居は対象外です。

Q16　副業を始める場合は対象になりますか。

A　対象になりません。創業として対象となるためには、個人事業主又は法人の代表者となる必要があります。

Q17　対象となるチャレンジかどうかはどのように確認しますか。

A　チャレンジプラン及び添付書類により確認します。就職・転職の場合は採用通知書や雇用契約書、創業の場合は開業届や法人設立関係書類、進学の場合は在学証明書や合格通知書、リスキリングの場合は受講決定通知書や受講証明書などを確認します。

Q18　令和 9 年 4 月から県内企業等へ就職予定です。就職日は令和 9 年 4 月ですが、令和 9 年 3 月中に住居を契約し、引越しを行った場合は対象になりますか。

A　対象となる場合があります。

本補助金では、就職、転職、創業、進学又はリスキリング等のチャレンジを行うことが決定している場合も対象としています。

そのため、採用通知書、内定通知書、雇用契約書等により県内での就職が決定していることが確認でき、その就職に伴って令和 9 年 3 月 31 日までの間に県内で新生活を開始した場合は、入社日が令和 9 年 4 月 1 日以降であっても補助対象となります。

Q19 風俗営業等に従事する場合も対象になりますか。

A　対象になりません。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業に従事する場合は、本補助金の対象外です。

Q20 公務員として採用された場合は対象になりますか。

A　対象になりません。

本補助金は、若者の県内定着及び地域経済の活性化につながる就業や創業等のチャレンジを支援することを目的としており、国家公務員及び地方公務員として採用された場合は対象外です。

４　住居・住民票について

Q21　住民票を移していない場合も申請できますか。

A　できません。新たな住居へ住民票を異動し、実際に居住していることが必要です。

Q22　いつ契約した住居が対象になりますか。

A　チャレンジ開始日の前後 3 ヶ月以内に、県内において申請者本人を賃借人とする賃貸借契約を締結し、新生活を開始した住居が対象となります。

今年度の対象期間は、令和 8 年 10 月 15 日から令和 9 年 3 月 31 日となるので、令和 8 年 10 月 15 日より前に賃貸借契約した住居は対象になりません。

なお、採用通知書や雇用契約書等により就職等のチャレンジが決定していることが確認できる場合は、チャレンジ開始日が令和 9 年 4 月 1 日以降であっても対象となります。

Q23　県内での転居も対象になりますか。

A　対象となるチャレンジに伴う転居であり、要件を満たす場合は対象となります。

Q24　会社の寮や社宅に入居する場合も対象になりますか。

A　本補助金では、原則として申請者本人を賃借人とする賃貸借契約に基づく住居を対象としています。

勤務先が契約者となる社宅や寮については、原則として対象外です。

　なお、勤務先が契約者となっている場合であっても、申請者本人が賃借人に準ずる立場であることや、補助対象経費を本人が負担していることが客観的に確認できる場合は、個別に判断します。

Q25　賃貸借契約が親や家族名義でも申請できますか。
A　申請できません。
本補助金の対象となる住居は、申請者本人が賃借人として賃貸借契約を締結した住居に限られます。そのため、親族等が契約者となっている住居は対象外です。

５　補助対象経費について
Q26　どのような費用が補助対象になりますか。
A　主に次の費用が対象となります。
・敷金
・礼金
・仲介手数料
・引越費用
・家賃保証料
・鍵交換費用
・その他知事が特に必要と認める初期費用
　本補助金は、若者が新たなチャレンジに伴い県内で新生活を始める際に必要となる住居確保費や転居費等の初期費用を支援する制度です。住居を確保し、入居するために必要となる費用を補助対象としています。

Q27　家賃保証料は補助対象になりますか。
A　賃貸借契約の締結に当たり支払いが必要となる家賃保証料は対象となります。

Q28　鍵交換費用は補助対象になりますか。
A　賃貸借契約の締結に当たり支払いが必要となる鍵交換費用は対象です。

Q29　引越事業者を利用せず、自分で引越しをした場合も対象になりますか。
A　引越事業者を利用せず、自家用車やレンタカーにより引越しを行った場合であっても、新生活の開始に伴う転居のために要した費用であることが確認できる場合は、レンタカー代、高速道路利用料及びガソリン代をその他知事が特に必要と認める初期費用として対象となることがあります。ただし、住居の移転に要したことが確認できるものに限り、領収書等により費用負担を確認できることが必要です。

Q30　レンタカー代は補助対象になりますか。
A　新生活の開始に伴う引越しのためにレンタカーを利用した場合は、レンタカー借上料をその他

知事が特に必要と認める初期費用として対象となることがあります。なお、領収書等により費用負担を確認できることが必要です。

Q31　ガソリン代や高速道路料金は補助対象になりますか。

A　対象になる場合があります。

　新生活の開始に伴う引越しのために自家用車やレンタカーを利用した場合は、ガソリン代及び高速道路利用料をその他知事が特に必要と認める初期費用として対象となることがあります。なお、領収書等により費用負担を確認できることが必要です。

Q32　家賃は対象になりますか。

A　対象になりません。

　本補助金は、新生活を開始する際に必要となる初期費用を支援する制度です。家賃は入居後に継続的に発生する費用であるため、補助対象外です。

Q33　共益費や管理費は対象になりますか。

A　対象になりません。

　本補助金は、新生活を開始する際に必要となる初期費用を支援する制度です。共益費や管理費は入居後に継続的に発生する費用であるため、補助対象外です。

Q34　家具や家電の購入費は対象になりますか。

A　対象になりません。

　本補助金は、新生活を開始する際に必要となる住居確保や転居費等の初期費用を支援する制度です。家具や家電の購入費は、生活を送るための生活用品等に係る費用であり、住居確保費や転居費には当たらないため、補助対象外です。

Q35　火災保険料や駐車場代、インターネット契約費は対象になりますか。

A　対象になりません。

　本補助金は、住居確保や転居に係る初期費用を対象としているため、対象外です。

Q36　光熱水費は補助対象になりますか。

A　対象になりません。

　本補助金は、住居の確保や転居に必要な初期費用を支援する制度です。電気、ガス及び水道料金は日常生活において継続的に発生する費用であるため、補助対象外です。

Q37　更新料は対象になりますか。

A　対象になりません。

　本補助金は、新たな住居を確保して新生活を開始する際の初期費用を支援する制度であり、契約更新時に発生する費用は補助対象外です。

Q38　不用品処分費は補助対象になりますか。
A　対象になりません。
　不用品処分費は、現在の住居の整理や片付けのために要する費用であり、新たな住居の確保や転居そのものに要する費用ではないため、補助対象外です。

Q39　対象となる経費か判断が難しい場合はどうすればよいですか。
A　対象となるか判断が難しい費用については、申請前に事務局へお問い合わせください。内容を確認の上、補助対象となるかご案内します。

６　他制度との関係
Q40　移住支援金等を受給していても申請できますか。
A　申請できますが、移住支援金等により同様の経費に対する支援を受けている場合は、その額を差し引いて補助額を決定します。

Q41　勤務先から住宅手当や引越費用の支給を受けている場合も対象ですか。
A　補助対象となりますが、本補助金は、申請者が実際に負担した新生活に係る費用負担を軽減することを目的としています。そのため、勤務先から住宅手当や引越費用を受給している場合は、その額を差し引いて補助額を決定します。

Q42　保護者が家賃や初期費用を負担している場合も対象になりますか。
A　補助対象経費について申請者本人が負担していることが必要です。保護者等が支払った経費は対象となりません。

７　申請について
Q43　申請はいつまでに行う必要がありますか。
A　申請者本人を賃借人とする賃貸借契約の締結日が属する年度内に申請を行ってください。年度内の申請が難しい場合は、事務局にご相談ください。

Q44　どのような書類を提出する必要がありますか。
A　主な提出書類は次のとおりです。

- 交付申請書兼実績報告書
- 内訳書
- 本人確認書類
- チャレンジプラン
- チャレンジを証する書類
- 誓約書
- 住民票
- 賃貸借契約書等

- 領収書等

詳しくは募集要領をご確認ください。

Q45　チャレンジプランとは何ですか。
A　就職、転職、創業、進学又はリスキリングなど、新生活を始めるきっかけとなったチャレンジの内容や今後の目標を記載する書類です。
県では、補助金の対象となるチャレンジであることや、新生活との関係を確認するために提出をお願いしています。

Q46　チャレンジプランに難しい内容を書く必要はありますか。
A　専門的な計画書や完成度の高い事業計画を求めるものではなく、ご自身のチャレンジ内容、挑戦しようと思った理由、今後の目標などを、ご自身の言葉で記載してください。

Q47　チャレンジプランの内容によって採否が決まりますか。
A　いいえ。
　チャレンジプランは対象となるチャレンジに該当するか、新生活との関係性を確認するために提出いただくものであり、作文や論文のように内容の優劣を評価するものではありません。

Q48　申請書類に不備があった場合はどうなりますか。
A　追加資料の提出をお願いする場合があります。不備が解消されるまで審査できないため、交付まで時間を要する場合があります。

Q49　申請から交付まではどのくらいかかりますか。
A　申請内容や申請件数により異なりますが、審査完了後に順次交付します。概ね１～２ヶ月程度を予定していますが、申請件数により前後します。

Q50　予算額に達した場合はどうなりますか。
A　申請期間内であっても、予算額に達した場合は受付を終了することがあります。

８　その他
Q51　同じ世帯で兄弟姉妹がそれぞれ申請することはできますか。
A　それぞれが要件を満たしている場合は申請できます。

Q52　補助金を受けた後に県外へ転出した場合はどうなりますか。
A　補助金の交付後も県内に居住する意思を有することを要件としており、虚偽申請その他要綱違反が認められた場合には補助金の返還を求めることがあります。

Q53　虚偽の申請をした場合はどうなりますか。

A　交付決定が取り消され、補助金の返還を求められる場合があります。